

子ども1人5万円給付

困窮世帯支援、対象拡大

首相表明

政府は十六日、新型コロナウイルス禍で打撃を受けた生活困窮者らへの緊急支援策をまとめた。首相官邸で開いた関係閣僚会議で、菅義偉首相は「ひとり親や所得が低い子育て世帯に対

し、子ども一人当たり五万円を給付する」と表明した。困窮子育て世帯への給付金はこれまで二回、ひとり親に限って給付してきたが、今回両親がそろった世帯にも拡大する。▶関連③面

会議には菅首相と関係閣僚が出席。緊急支援策には、困窮子育て世帯への給付以外に、住民税非課税世帯は生活再建資金を特例で貸し付ける「総合支援資金」の返済免除も盛り込んだ。予

生活困窮者への緊急支援策ポイント

- 所得の低い子育て世帯に子ども1人当たり5万円を給付
- 特例で生活再建資金を貸し付ける「総合支援資金」は、住民税非課税の場合に返済を免除
- 就労するか、職業訓練に取り組むひとり親世帯へ、住宅借り上げに月上限4万円を無利子で貸し付ける新制度
- 求職者支援訓練の受講者を5万人へ倍増
- 自殺防止相談事業を行う民間団体を助成

算として五千億円の予備費を来週までに追加する。困窮子育て世帯への給付は、住民税非課税で子どもがいる場合、子ども一人当たり一律で五万円を配る。

児童扶養手当を受給するひとり親世帯は申請が不要で、早期に支給する。両親がいる世帯、直近で収入が減少したひとり親世帯は申請が必要となる。

総合支援資金は、早ければ二〇二三年春にも返済が始まるが、初回貸し付け分は二年度または三年度に住民税非課税であること条件に返済を求めない。二回目は二三年度、三回目は二四年度に非課税の条件を付ける。

ひとり親世帯への支援策としては、就労するか職業訓練に取り組む場合、住宅の借り上げに月上限四万円を無利子で貸し付ける制度を創設する。

雇用分野では、求職者支援訓練の受講者を約五十万人に倍増させるなど、職業訓練を受ける人の大幅増を目指す。

女性の自殺が増えるなど深刻化する孤独や孤立問題への対策も盛り込んだ。自殺防止の相談事業を担うNPO法人への助成や公営住宅の貸し出しなどに六十億円を充てる。孤独・孤立対策を打ち出した菅政権が本格的な支援策をまとめたのは初めて。